

負けへんで!



皆様、お変わりはありませんか?私,小林裕彦も頑張っております。

さて,私が塾長を務めさせていただいております「たまの未来塾」(玉野商工会議所)も絶好調で,先月の講師は岡山大学の日高優一先生に「最新のマーケティング論」をみっちりお話しいただき,経営者一同大いに参考になりました。顧客に「意外性をもって受け取られるプレゼント」を工夫していかなくてはと改めて思った次第です。

一方,私が行う講演としては,今年3月に「中小企業のための“経営法務”リスクマネジメント」を出版したこともあって,その関係の講演を中心に行っています。法改正と労働関係の新しい裁判例といったリスクは,中小企業にとって,避けるだけでは駄目で,「乗り越えなくてはならないリスク」なのです。



11月2日 たまの未来塾(玉野商工会議所)



10月12日
吉備継成会(産業振興財団の後継者育成塾のOB会)での「経営法務リスクマネジメント」の講演



11月13日
日本鑄造協会中四国支部での「企業が直面する現代的法制度リスク」の講演

小林裕彦法律事務所のお品書き

1 会社の就業規則,社内規程の全面的な整備

法改正,労働関係の最新の裁判例などのさまざまな経営法務リスクを克服できるよう就業規則,社内規程(秘密保持契約書,競業禁止契約書,コンプライアンス規程,セクハラ防止規程,個人情報保護規程等)を全面的に整備します。

2 M&Aと会社整理の支援

後継者がいない,今後会社をどうすればよいか分からないなどの相談に対処します。

3 各種研修の実施

管理職へのハラスメント研修,一般職員へのコンプライアンス研修などを行います。

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階

Tel 086-225-0091 Fax 086-225-0092

所長弁護士 小林 裕彦

弁護士 安原 照美 弁護士 藤井 秀孝 弁護士 丸山 洋平 弁護士 丸屋 祐太郎
弁護士 柳原 徹也 弁護士 越智 量平 弁護士 田中 利佳 弁護士 石井 一弥
弁護士 中井 美音 (岡山弁護士会所属) HP: <http://www.kobayashi-law-office.jp/>

～ 相続法改正 I ～

さて、皆様は、民法が改正されることはご存じでしょうか。
今回、民法が大幅に改正され、特に、債権関係の規定、つまり契約等に関する規定に大きな変更が加えられました。そのため、民法改正は、皆様の社会生活に大きな影響を与えるものと思われます。
ただ、誰もが関係する民法の規定という点、やはり、相続に関する規定になるかと思えます。
そこで、今回は、相続法がどのように変わるのかについて、ご説明をさせて頂こうと思えます。

○法律の公布？ 施行？

平成29年5月26日、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が成立しました（同年6月2日公布）。そして、一部の規定を除き、平成32年（2020年）4月1日から施行されます。
さて、法律の「公布」や「施行」という言葉は聞き慣れない言葉かと思えますので、初めに、法律の成立から施行までの流れにつき、簡単にご説明をさせて頂きます。

まず、法律は、原則として、衆議院及び参議院の両議院で可決したときに法律となります。そして、法律が成立したときは、後議院の議長から内閣を経由して天皇に同法律の公布が奏上されます。
法律は、この奏上がなされた日から30日以内に、天皇によって公布されます。公布とは、成立した法令を広く一般に周知させる目的で当該法令を公示する行為をいいます。公布は、官報に掲載されることによって行われることがほとんどです。
ただ、法律が効力を有するのは、公布日ではなく、法律が「施行」された日です。施行日は、法律で定められます。法律の施行については、一般的に国民への周知という観点から一定の期間を置くことが望ましいと考えられています。ただ、法律を施行するための準備や周知のための期間が必要ないと考えられる場合や緊急を要する場合には、即日施行されることもあります。民法改正は、国民の社会生活に与える影響が大きく、準備のための期間が必要ですので、法律の公布から施行までの間に3年弱という長い期間が設けられています。

○配偶者居住権とは

今回の相続法改正においては、配偶者の権利が大きく拡大されています。
その中の1つが、配偶者居住権です。例えば、夫が死亡し、妻と子供2人が相続人である場合、法定相続分は、妻が2分の1、子供がそれぞれ4分の1となります。このとき、相続財産を法定相続分どおりに分けようとすると、相続財産の中に現預金が少なければ、自宅を売却せざるを得なくなります（詳細は、後述します）。しかし、妻にとって、住み慣れた建物から引っ越し、新たな生活を始めることは、肉体的にも精神的にも大きな負担となります。そこで、相続法の改正により、配偶者居住権という権利が創設され、配偶者が住み慣れた家に居住し続けることを容易にする改正がなされました。

○配偶者居住権が認められるための要件

配偶者居住権とは、被相続人（お亡くなりになった人）の配偶者が、遺産である建物に相続開始時（死亡日）に居住していた場合であって、(1)遺産分割で配偶者居住権を取得すると決まったとき、又は(2)配偶者居住権が遺贈されたときは、その建物を無償で使用収益する権利（＝配偶者居住権）を取得できるというものです。
配偶者は、建物に「住む」ということを重視していると思われるので、建物を「所有」することに対するこだわりは大きくないと考えられます。そこで、建物の価値を、居住権部分とこれを除く部分とに分け、遺産分割の際に、配偶者が、建物の居住権部分（配偶者居住権）を取得することで、建物を取得する場合に比べて安価で居住権を確保できるようになりました。
具体例で考えてみましょう。夫が亡くなり、妻と子供2人が相続人というケースです。遺産は、自宅の土地建物が5000万円、現金が3000万円です。この場合、妻が、建物に住み続けたいと考えれば、現行法では、妻は、4000万円、子供はそれぞれ2000万円を相続することになりますので、不動産の価値5000万円と妻の法定相続分4000万円との差額である1000万円を子供たちに支払わなければなりません。妻が、妻が現金を保有していれば1000万円を支払うことも可能ですが、そうでなければ、結局、建物を売却等し、その代金を法定相続分に従って分けるなどの方法をとるしかありません。
しかし、改正法では、5000万円の不動産の価値を居住権部分とそれ以外の部分に分けて相続することが可能となりました。そのため、不動産の居住権の価値が仮に3000万円であったとすると、妻は、相続により、建物の居住権3000万円に加えて1000万円の現金を手にすることができます。そして、子供達は、建物所有権1000万円に加え、現金1000万円を取得します。
このように、配偶者居住権が認められることによって、妻は、長年住み続けた家に無償で住み続けられるのみならず、老後の生活資金として、現金まで取得できるのです。

○配偶者居住権のその他の内容

配偶者居住権は、配偶者が亡くなるまで存続します。
また、配偶者居住権は、あくまで配偶者が住み慣れた家に住み続けるために認められたものですので、この権利を第三者に譲渡することはできません。そして、所有者の許可を得ず、建物を改築若しくは増築したり、第三者に使用収益させたりすることもできません。

今回は、相続法改正のうち、配偶者居住権について考えました。次回以降も、相続法がどう変わるのかにつき、ご説明させて頂きます。

今回も、前回に引き続き、相続法の改正について、ご説明したいと思います。
相続法の改正法（正式には、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」といいます。）は、平成30年7月6日に成立し、一部の規定を除き、平成31年7月1日から施行されます。しかし、今回ご説明する自筆証書遺言の方式を緩和する方策は、平成31年1月13日から施行されます。このように、相続法の改正の施行日まで、僅かしか時間はありません。少しでも、相続法改正についてご理解頂ければ幸いです。

○預貯金の払戻し

身近な人が亡くなると、お葬式の費用や生活費等として、すぐに金銭が必要となることが多いといえます。そして、このような費用は、お亡くなりになった方（以下「被相続人」といいます。）の預貯金から賄いたいと思われる方が多いことでしょう。

しかし、相続人が、被相続人の預貯金を引き出そうとすると、既に口座が凍結されており、金融機関が払戻しに応じないという事態がよく見受けられます。相続人全員の同意があれば、預貯金を引き出すことは可能ですが、遺産分割について争いがある場合は、相続人全員の同意を得ることは困難です。このような事態は、被相続人の給与等で生活していた家族にとって、死活問題となり得ます。

そこで、改正相続法は、遺産に属する預貯金債権のうち、相続開始時の預貯金債権額の3分の1に権利行使者の法定相続分を乗じた額については、金融機関ごとに法務省令で定める額を限度として、単独で金融機関に対して払戻しを求めることができるという制度を新設しました。

具体例で考えてみましょう。被相続人の遺産として、6000万円の普通預金があるとします。相続人は、配偶者と子供2人です。この場合、配偶者が、本制度を用いて被相続人の預貯金を引き出そうとすると、遺産である普通預金6000万円の3分の1である2000万円に、権利行使者である配偶者の法定相続分2分の1を乗じた1000万円については、単独で払戻しを受けることができます（法務省令で定める限度額によっては、1000万円の払戻しを受けることができないこともあります。）。

これにより、相続人が、被相続人の預貯金を引き出すことが容易になりました。是非、ご活用ください。

○法定単純承認の危険

預貯金の引き出しに関連し、ご注意頂きたい制度がございます。それは、法定単純承認という制度です。相続人は、相続が開始した場合、相続放棄（被相続人の権利や義務を一切受け継がないこと）、限定承認（被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐこと）、単純承認（被相続人の権利や義務をすべて受け継ぐこと）のいずれかを選択できます。

しかし、法律上、一定の事由がある場合は、当然に単純承認の効果が発生すると定められているのです。これが法定単純承認という制度です。

単純承認とみなされる事由の中に、「相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき」というものがあります。相続財産の処分行為は、相続人が相続放棄や限定承認をしないことを前提とした行為であるため、単純承認をしたものとみなされるのです。そして、原則として、預貯金の解約は、法定単純承認事由である「処分」に該当します。そのため、相続放棄や限定承認を検討しているうちは、被相続人の預貯金の解約はしない方が安全といえます。もっとも、預貯金解約によって得た金銭の用途等によっては、法定単純承認である「処分」に該当しないと判断される可能性があります。例えば、被相続人の貯金を解約し、葬儀費用にした行為につき、単純承認とみなされる「処分」に該当しないと判断した裁判例もあります。被相続人の葬儀は、遺族として当然に営まなければならないものであり、葬儀費用に相続財産を支出したとしても信義則上やむを得ないと考えたためでしょう。ただ、これも、ケースバイケースの判断かと思われますので、葬儀費用であれば相続財産から支出しても単純承認をしたとみなされないと考えるのは危険です。

いずれにしても、相続財産を処分する場合は、相続放棄や限定承認ができなくなる危険があるということは、念頭に置いておいてください。

○自筆証書遺言の方式の緩和

さて、相続法改正に話を戻しましょう。次に、ご紹介するのは、自筆証書遺言の方式緩和に関する相続法改正です。現在、自筆証書遺言は、全文、日付及び氏名のすべてを自書しなければならないとされています。しかし、高齢者等にとって、全文を自書するのは骨が折れる作業であり、これが自筆証書遺言の利用を妨げる要因となっていると指摘されてきました。

そこで、改正相続法は、自筆証書に添付する財産目録については、自書することを要しないと決めました。財産目録とは、例えば、相続財産が不動産である場合は、その地番、面積等、預貯金等債権である場合には、その金融機関名や口座番号等です。これらは、自書することが煩雑であると共に、形式的な記載事項であるため、自書する必要がないとしたものです。但し、遺言者は、財産目録の各ページに署名押印をすることが必要です。

○自筆証書遺言の保管制度

自筆証書遺言のデメリットとしては、作成後に遺言書を紛失したり、又は相続人によって隠匿、変造されたりする恐れがあるなど、トラブルが発生しやすいという点にあります。

そこで、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が制定され、自筆証書遺言を公的に保管する制度が創設されることとなりました。

具体的には、遺言者は、遺言書保管官（遺言書保管所（法務省）に勤務する指定法務事務官）に対し、遺言書の申請をします。なお、かかる遺言書には、一定の形式が求められます。そして、申請を受けた遺言書保管官は、遺言者の本人確認を行い、保管日から、遺言者死亡日から政令で定める一定の期間が経過するまで、遺言書保管所の施設内において遺言書を保管します。

これにより、自筆証書遺言の利用促進が望めます。なお、遺言書保管法の施行期日は、平成32年7月10日と定められました。そのため、施行前には、法務局に対して遺言書の保管を申請することはできませんので、ご注意ください。

今回は、皆様が直面しやすい相続の問題、預貯金の払戻しや自筆証書遺言に関する改正のポイントを扱いました。どうぞ、ご参考になさってください。



連載

企業法務 ケーススタディー

vol. 73

豪雨による影響 被災時における法律問題



相談内容

当社の敷地内にある看板が河川の氾濫により流されてしまいました。その看板が近所の方の家まで流れた結果、その家の外堀を損傷させてしまいました。この場合、当社は何らかの責任を負うことになるのでしょうか。

また、当社の複数の役員や従業員の住居に、豪雨の影響で土砂や瓦礫が流入してしまっているのですが、どのようにすればいいでしょうか。

●被災時における法律問題

この度の豪雨による被害を受けられました皆様方に心からお見舞い申し上げます。

このような災害が発生した場合、さまざまな法律問題も生じます。そこで、今回は、被災時における法律問題について述べていきたいと思います。

回答

1 災害での事故でも責任を負う？

河川の氾濫により看板が流され、その結果、他人の家の外堀などを損傷させることについて予見することができたにもかかわらず、それを漫然と放置していた場合には、過失があるとして不法行為に基づく損害賠償義務を負う可能性があります(民法第709条)。もっとも、その地域において滅多にないような豪雨の結果、河川が氾濫したような場合には、そもそも予見することができないとして、過失が認められないということも考えられます。

また、民法上、土地の工作物が通常備えている安全性を欠いていたことによって他人に損害が生じた場合、その工作物の占有者(工作物を事実上支配する者)は、土地工作物責任に基づく損害賠償義務を負うこととなります(民法第717条第1項)。仮に、占有者が損害を防止するのに必要な注意をしていたときは、その工作物を所有している者が損害賠償義務を負うこととなります。

ご相談の場合、河川の氾濫が通常予見できないような場合には不法行為に基づく損害賠償義務を負わない可能性があります。看板が通常備えている安全性を欠いていたと判断される場合には、土地工作物責任に基づく損害賠償義務を負うことになる可能性が考えられます。

2 土砂や瓦礫が流入した場合どのようにすればいい？

原則として、土砂や瓦礫が流入した土地の所有者は、その土砂や瓦礫の所有者に対して、物件的妨害排除請求として撤去を求めることができます。もっとも、大規模な災害における土砂や瓦礫の流入の場合、そもそもそれらの所有者が誰であるのか不明であることが多いと思われます。そのため、このような場合には、近隣の方などの話し合いや協力の上、これらを撤去していく方がよい場合もあります。また、災害救助法の適用がある地域では、行政が土砂などを撤去してくれる場合もあります。そのため、行政とも相談をして対応していくことが考えられます。

3 災害に対処していくにあたって

災害が発生した場合、その後の段階でさまざまな法律問題が生じることが考えられます。このような問題についても、法律上どのようにしていけばよいのか、どのようなことができるのかを検討する必要があります。また、このような問題は、ときには法律を機械的に適用するのではなく、話し合いや協力によって解決した方が望ましい場合も考えられます。

しかし、これらのことを判断するにあたっては、前提となる法律に関する知識が必要不可欠です。災害に際してどのようにしていけばよいのか、どのようなことができるのかなどにお悩みの場合には、弁護士などの専門家にご相談することをお勧めします。

弁護士 小林 裕彦

昭和35年2月17日、大阪市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に小林裕彦法律事務所(現在弁護士は9人)を構える。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル6階
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092



連載

企業法務 ケーススタディー



vol. 74

これって似ている？ 商品を販売できなくなってしまうリスク

相談内容 当社は、棚などの製品を販売しています。この度、新製品を販売することになりましたが、当社の新製品のデザインが、他社が長年販売している棚のデザインに非常によく似ていることなどを理由に、当該他社から新製品の製造・販売をしてはならないという請求がされました。当社の行為に問題はあるのでしょうか。

回答 1 他社の製品に非常に似ていると問題がある？
不正競争防止法第2条第1項第1号では、他人の周知な商品等表示と同一または類似の商品等表示を使用して、他人の商品または営業と混同を生じさせる行為を不正競争であると規定しています。

商品等表示とは、人の業務に係る氏名・商号・商標・標章・商品の容器もしくは、包装その他の商品または営業を表示するものと定義されています。これは、ある商品などが特定の事業者のものとなるように、商品の出所または営業の主体を表示していることをいいます。

デザインのように、必ずしも商品の出所を表示する目的で選択されるものではないとしても、そのデザインが客観的に見て、明らかに他の同種の商品と識別される顕著な特徴を有し、かつ、長期間独占的に使用された結果、商品の需要者において特定の事業者の出所を表示するものとして周知されるに至った場合には、そのデザイン自体が商品等表示であると判断されると考えられます(東京地方裁判所平成29年8月31日判決参照)。

また、混同を生じさせる行為とは、商品や営業の出所に關して誤認させる行為、つまり、他人の商品等表示と類似のものを使用している者がその他人と同一である、またはグループ関係にあると誤信させるような行為をいいます。

ご相談の場合でも、新製品のデザインが、他社によって長期間独占的に販売されていることが周知されているデザインと非常によく似ており、かつ、当該デザインが当該他社の製品であることを顕著に示していることにより、当該他社と同一、またはグループ関係にあると誤信させる可能性があります。そのような新製品を製造などする行為が不正競争防止法第2条第1項第1号における不正競争に該当する

と判断される可能性が考えられます。
2 不正競争と判断された場合にはどのようなことになる？
仮に、不正競争防止法における不正競争と判断された場合、その行為について差止請求をされることが考えられます(不正競争防止法第3条)。また、当該不正競争によって営業の利益を侵害された者から損害賠償請求をされることが考えられます(不正競争防止法第4条)。そして、裁判において不正競争であると判断されたことがマスコミなどによって広く報道された場合には、評判や信用が著しく低下してしまうことが考えられます。

3 知的財産に関する知識の重要性
不正競争防止法に限らず、特許法・意匠法・商標法・著作権法のように、知的財産に関する法律にはさまざまなものがあります。そして、このような知的財産に関する知識が十分でない場合、損害賠償請求などの思わぬ不利益を被るリスクが考えられます。

一方で、知的財産に関する知識を十分に持つことで、会社の技術などを守るとともに、知的財産を武器にした戦略を構築することも可能になります。

他人の知的財産を侵害するリスクがないか、自社の知的財産をどのように保護していくかなどについてお悩みの場合には、弁護士などの専門家にご相談することをお勧めします。

弁護士 小林 裕彦 やすひこ
昭和35年2月17日、大阪市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に小林裕彦法律事務所(現在弁護士は10人)を構える。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所
岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル6階
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092

2018
9
月号

(法律相談コーナー)

第99回 従業員の兼業

●相談内容●

就業規則において無許可兼業を禁止しているにもかかわらず、ある従業員が業務時間外にアルバイトをしていることが判明しました。どのように対処すればよいでしょうか。

○回 答○



顧問弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に扱う。

無許可兼業には、本業での効率的な業務を妨げるおそれや、労働者の健康被害の問題に発展するおそれがあり、また、会社の内部情報が外部に流出するリスクもあります。これらのことから、無許可兼業は企業秩序に違反する行為であるとして、多くの会社の就業規則において、無許可兼業を禁止すること、無許可兼業を懲戒事由とすることが規定されています。

懲戒処分の可否

もっとも、全ての無許可兼業に対して、懲戒処分が認められるわけではありません。そもそも、懲戒処分とは企業秩序に違反する行為に対する制裁であるため、企業秩序に影響せず、労働者の労務提供に支障が生じない程度・態様の兼業については、懲戒処分が許されないのです。

例えば、「就業規則において二重就職が禁止されている趣旨は、従業員が二重就職することによって、会社の企業秩序をみだし、又はみだすおそれが大であり、あるいは従業員の会社に対する労務提供が不能若しくは困難になることを防止するにあると解され、従って右規則にいう二重就職とは、右に述べたような実質を有するものを言い、会社の企業秩序に影響せず、会社に対する労務の提供に格別の支障を生ぜしめない程度のものは含まれないと解するのが相当である」として、懲戒処分が許される兼業の範囲を限定した裁判例もあります。

したがって、懲戒処分の可否の判断に際しては、無許可兼業の事実があったかどうかという形式的な判断だけでなく、兼業が企業秩序を乱し、又は労務提供に支障を生じさせたかどうかという実質的な判断が必要となります。例えば、違法又は不道徳な兼業である場合、兼業が競業にもあたる場合、兼業のために遅刻やミスが目立つ場合などは、企業秩序を乱し、又は労務提供に支障を生じさせる兼業にあたるといえるでしょう。

懲戒処分をしないとき

そうであるからといって、懲戒処分をするほどではない兼業について、何もせずに放置し、様子を見ておけばよいということではありません。会社が兼業を放置してしまうと、会社が兼業を容認していると判断される可能性があり、後の懲戒処分の効力に影響を及ぼす可能性があるためです。

したがって、使用者としては、懲戒処分をするほどではないとしても、毅然とした態度で兼業をやめるよう注意・指導すべきです。また、その記録を残しておくことも重要でしょう。

実務的には、まずは注意・指導を行い、それでも兼業をやめず、企業秩序又は労務提供への影響・支障が是正されない場合には、軽い懲戒処分から検討するという対応が多いように思われます。

2018
10
月号

(法律相談コーナー)

第100回 約款

●相談内容●

改正された新しい民法では、約款についての規定が新設されたと聞きました。建設工事請負契約で用いられている約款に、何か影響はあるのでしょうか。

○回 答○



顧問弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

民法(債権法)改正

2020年4月1日から、民法のうち、契約などに関するルールが変わります。

変わるといっても、現在のルールが全て変わってしまうわけではなく、裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを分かりやすく規定するものが多いといえます。とはいえ、社会経済の変化への対応という観点から、現在のルールに抜本的な変更を加えたものもあります。

約款と定型約款

現代の社会では、事業者があらかじめ詳細な契約条項を約款として定めておき、この約款によって契約することが少なくありません。保険の約款、銀行の預金規定、鉄道の運送約款、携帯電話の通信サービス約款などです。

新しい民法は、このような社会において約款と呼ばれているものに「定型約款」という名前を付け、その合意や変更に関するルールを新設しました。

定型約款とは、定型取引(ある特定の者が、不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの)において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体をいう、とされています。

そして、定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき、又は定型約款を準備した者が、あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたときには、相手方が定型約款の内容を知らなくとも、定型約款の内容についても合意をしたものとみなされる、というのが新しい民法が定めたルールです。

建設工事請負契約約款と定型約款

では、建設工事請負契約約款は、定型約款に該当するのでしょうか。定型約款に該当するためには、その前提として、建設工事請負契約が定型取引に該当することが必要です。

まず、事業者間の建設工事請負契約は、相手方の個性に着目した取引であり、不特定多数の者を相手方として行う取引とはいえませんから、定型取引には該当しないと考えられます。また、消費者(個人)との間の建設工事請負契約も、相手方の個性に着目していないとまではいえませんが、画一的な取引を大量迅速に行う合理性が高いともいえないため、やはり定型取引には該当しない可能性が高いと思われます。

したがって、建設工事請負契約約款には、新しい民法が定めた定型約款のルールは適用されないと考えられます。これまでのとおり、請負人側であれば契約書において約款によって契約することを明示すべきであり、注文者側であれば必要に応じて約款までチェックすべきであることに変わりはないでしょう。これは、約款によって契約しているというよりむしろ、まさに契約内容を詰めている過程であるということなのです。

法務虎の穴 第91回 「災害と賃貸借契約・災害と履行遅滞」 弁護士 小林 裕彦

【相談】

先日の大雨と土砂災害で会社の事務所が一部損壊してしまいました。事務所は賃貸物件なのですが、修繕は当社がしなければならぬのでしょうか、大家さんがするのでしょうか。

また、倉庫が浸水して商品の材料等がだめになったため、取引先への納期が守れなくなりました。このような場合でも納期遅れの違約金を支払わなければならないのでしょうか。

1 賃貸物の修繕

賃貸人には、賃貸物を賃借人に使用収益させる責任があり、そのために必要な修繕は賃貸人の義務です。そのため、賃借人の過失によって物件が損壊した場合でなければ、原則として賃貸人が修繕費を負担することになります。

もっとも、賃貸借契約書の中に、天災による損壊等の修繕の責任を賃借人が負担するという条項が入っている場合があります。このような条項があるからといって常にその法的効力が認められるわけではありませんが、注意が必要です。

2 賃貸物の損壊と賃料減額

災害などで賃貸物自体が滅失した場合、賃

借契約は履行不能によって消滅します。

これに対して、賃貸物の一部が滅失した場合には、賃借人は、滅失した割合に応じて賃料の減額を請求することができます。また、残存する部分のみでは賃貸借の目的が達成できないときは、賃借人は契約を解除することができます。

賃借人は、賃貸人に賃貸物の修繕請求をしつつ、修繕が終了するまでの間の賃料の減額を求めるともできます。

なお、賃貸人には賃貸物を修繕する義務がありますが、これは賃貸人自身の権利でもあります。賃貸物を修繕するために賃借人が一時退去する必要がある場合、賃借人はこれを拒絶することはできません。

3 災害と履行遅滞

債務者が契約期限までに債務を履行できなかった場合、履行遅滞に基づく損害賠償責任が生じたり、契約の解除事由になることがあります。

ただし、履行遅滞として債務不履行責任が生じるのは、あくまでも債務者に帰責事由がある場合です。

災害によって材料が滅失したことで納期に間に合わないことは、材料の保管方法が不適切であったような場合を除き、不可抗力であるといえます。そのため、今回のケースでも、原則

として、債務者には過失がなく、履行遅滞の責任は生じないと考えられます。

もっとも、契約書において、債務者が期限までの履行を保証している等、天災等の不可抗力の責任を債務者が負っていると解される場合には、損害賠償責任が生じることもあります。その意味で、災害のような事態で契約通りの債務を履行できなくなった場合の責任について、普段から契約書の条項がどのようになっているか注意を払う必要があります。



筆者プロフィール

小林 裕彦(こばやし やすひこ)
昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。

法務虎の穴 第92回 「資格取得費用と損害賠償予定の禁止」 弁護士 小林 裕彦

【相談】

当社では、従業員に対して、各種資格を取得するための受験料等を支給しています。

しかしながら、せっかく資格を取得しても、すぐにその従業員が会社を辞めてしまったのでは、受験料等を支給したことが無駄になってしまいます。

そこで、資格取得後一定期間以内に会社を辞めた場合には、会社が支給した資格取得費用を返還してもらおうようにすることを考えているのですが、法律上問題はありますか。

1 損害賠償の予定の禁止

労基法16条は、「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。」と定めています。これは、退職に対して違約金や損害賠償を支払わせることによって労働を強制することを禁止する規定です。

そして、従業員が一定の期間を経ずに退職した場合に、一旦会社が支給した資格取得費用の返還を義務付けることは、結局、退職に対する金銭的なペナルティを設けて労働者を労働契約に縛ることになりますので、労基法16条に抵触することになります。

2 消費貸借の形式を取ると適法か

これに対して、資格取得費用を会社が労働者に貸し付け、一定期間就労した場合にその返還義務を免除する場合には、直ちに労基法16条との抵触は生じません。

本来であれば会社に返済しなければならない借入債務が、一定の条件(一定期間の就労)を満たした場合に免除されるというものであり、違約金や損害賠償を定めて労働者の退職を制限しているわけではないからです。

しかしながら、貸付けの形式を取れば常に労基法に違反しないというわけではありません。

3 資格の取得が自由意思に委ねられているのか

そもそも、資格取得費用は、労働者が自己負担すべきものなのでしょうか。

この点、業務との関連性が薄く個人の利益性が強い資格・自己啓発として取得する資格については、労働者が自己負担するのが原則です。

これに対して、会社の業務上の必要性から資格を取得させる場合には、その費用は会社負担であると解されています。会社が労働者に資格を取得させることで利益を得るわけですから、そのための経費も会社が負担すべきということです。

そのため、業務との関連性が強い資格・業務命令として取得させる資格の取得費用については、たとえ貸付けと返還免除の形式をとったとしても、それは、本来労働者が負担する必要のない金銭的負担を課すことで就労継続を強制することになりますので、やはり、労基法16条に抵触することになります。

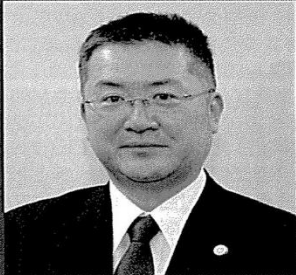
以上のような観点からすると、今回のケースでも、当該資格の種類や業務との関連性、取得が従業員の自由意思に委ねられているのか等によって取扱いを整理する必要があります。



筆者プロフィール

小林 裕彦(こばやし やすひこ)
昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。

弁護士の
コラム



こばやし やすひこ
弁護士 小林 裕彦
(岡山弁護士会所属)
TEL: 086-225-0091
FAX: 086-225-0092
昭和59年一橋大学法学部卒業後、
労働省(現厚生労働省)入省。平成
4年司法試験合格。平成4年弁
護士登録。会社顧問業務、企業法
務、訴訟関係業務、行政関係業
務、破産管財人、民事再生監督委
員、地方自治体包括外部監査業務
などを主に扱う。

民法(債権法)改正 ~定型約款part1~

平成29年5月26日、民法の改正法案は、正式に可決・成立し、平成29年6月2日に公布されました。改正民法が実際に施行されるのは、平成31年4月1日となっています。

そのため、今回は、今回の民法改正により新たに創設された定型約款の規定について、2回にわたってご説明したいと思います。

○約款に関する規定をなぜ新設したの？

現代社会においては、銀行に口座を開設する、携帯電話の契約をする、保険に入る等の日常生活の多くの場面で、事業者が作成した約款に基づき取引が行われています。

しかし、現行民法には、このような約款に関する規定は存在せず、約款が当事者の契約内容になるのか等について裁判例の判断も統一されていませんでした。

そのため、現代社会において多用されている約款に関するルールを明確化するために、改正民法は、定型約款の規定を新設しました。

○定型約款ってなに？

改正民法は、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものを「定型取引」と定義したうえで、「定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」を「定型約款」と定義しています。

典型的には、JRの鉄道運送契約、郵便契約、電気・ガス供給契約等における約款や銀行取引における預金規定があげられます

注意が必要なのは、あらゆる約款につき改正民法の適用があるわけではなく、改正民法の適用があるのは、あくまで上記の「定型約款」の定義を満たす約款だけということです。

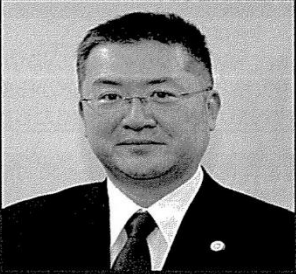
そのため、自社が一般消費者等を相手に定型的なサービスを提供するにあたって、あらかじめ定型的な契約内容(約款)を定める場合には、当該約款が上記「定型約款」の定義に該当するかを検討する必要があります。

○定型約款が契約内容となる場合は？

改正民法によれば、①定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき、又は②定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたときのいずれかの条件を満たす状況で、定型取引をする合意がなされた場合、定型約款の個別条項が契約の内容となります。

次回も、引き続き定型約款について、具体的には定型約款の内容を事後的に変更することができる場合等についてご説明します。

弁護士の
コラム



こばやし やすひこ
弁護士 小林 裕彦
(岡山弁護士会所属)
TEL: 086-225-0091
FAX: 086-225-0092
昭和59年一橋大学法学部卒業後、
労働省(現厚生労働省)入省。平成
4年司法試験合格。平成4年弁
護士登録。会社顧問業務、企業法
務、訴訟関係業務、行政関係業
務、破産管財人、民事再生監督委
員、地方自治体包括外部監査業務
などを主に扱う。

自然災害による営業停止と従業員の給料

この度の西日本豪雨の被害を受けられた皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復旧がなされますよう、心からお祈りいたします。

西日本豪雨では、広島県と岡山県を中心とした広範囲で、土砂災害や浸水被害が相次ぎました。そのため、事業所の施設が土砂災害や浸水被害を受けた方もいらっしゃると思いますので、今回は、自然災害により営業を停止せざるを得なくなった場合の従業員に対する給料支払義務についてご説明したいと思います。

○「使用者の責めに帰すべき事由」でない場合、原則、給料支払義務を負わない

民法上、「使用者の責めに帰すべき事由」による休業の場合には、従業員が労働していなくても、使用者は従業員に対し、給料の支払をしなればなりません(民法536条)。

もっとも、自然災害などの不可抗力により、事業所の施設が直接被害を受け、営業ができなくなった場合には、「使用者の責めに帰すべき事由」にはあたらず、民法上、給料を支払う必要はありません。

他方、労働基準法26条は、「使用者の責めに帰すべき事由」による休業の場合、使用者は、平均賃金の60%以上の休業手当を支払わなければならないと規定しています。そして、同条の「使用者の責めに帰すべき事由」は、使用者の故意・過失よりも広く、使用者側に起因する経営、管理上の障害を含むものと考えられています。

とはいえ、やはり自然災害などの不可抗力の場合には、労基法26条の「使用者の責めに帰すべき事由」にはあたらないと理解されていますので、自然災害により事業所が被害を受け、休業せざるを得なくなった場合には、使用者は従業員に対し給料を支払う必要はありません。

○避難指示により、休業せざるを得ない場合は？

では、事業所自体に被害は生じていないものの、自治体などの避難指示が出ていることにより営業できない場合にも、「使用者の責めに帰すべき事由」がない休業であるとして、従業員に対し給料を支払う義務を負わないのでしょうか。

この点については、直ちに「使用者の責めに帰すべき事由」にはあたらないということではできず、具体的な事情を検討したうえで、「使用者の責めに帰すべき事由」の有無を判断する必要があります。具体的には、他に営業再開のために取り得る手段があったか、災害発生からの時間的経過、使用者が休業を回避するためにどのような努力をしたかなどの事情を総合的に勘案したうえで、判断されます。

今後も、自然災害に関連する法的問題は多数生じてくると思いますので、疑問な点があれば、ぜひ弁護士にご相談ください。



小林やすひこの 神社法律相談

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。

今回は小林弁護士に神社の土地管理に関する基本的な法律について説明していただきます。

小林裕彦法律事務所
岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

神社と交通事故 ― 神社運営に及ぼす影響 ―

(相談)

当社の代表役員である宮司が、業務において自動車を運転していた際に交通事故を起こして、相手に怪我を負わせてしまいました。この場合、当社にどのような影響がありますでしょうか。また、当社は何らかの法的責任を負うのでしょうか。

(回答)

一、代表役員が自動車事故を起こした場合の法的責任
神社の代表役員である宮司が不注意

による交通事故で相手に怪我を負わせてしまった場合、当該宮司は、民事上の責任、刑事上の責任及び行政上の責任を負うことになることが考えられます。

民事上の責任としては、民法上の不法行為に基づく損害賠償義務（民法第七〇九条）、又は運行供用者責任に基づく損害賠償義務（自動車損害賠償保障法第三条）を負うことになると考えられます。また、刑事上の責任としては、過失運転致傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第五条）が科されることが考えられます。過失運転致傷罪になると、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金が科されることとなります。そして、行政上の責任としては、運転免許証の停止等が考えられます。

二、神社にはどのような影響がある？
代表役員である宮司の不法行為が、神社の業務を契機として生じており、これと密接な関連を有すると判断された場合には、神社も損害賠償義務を負うこととなります（宗教法人法第一一条第一項）。そのため、ご相談の交通事故についても、宮司が業務において運転している時に生じていることから、神社も損害賠償義務を負うこと

になると考えられます。その際、宮司が任意保険に加入している場合には、保険金の支払で被害者の損害が填補されることにより、神社に大きな影響が生じない可能性が考えられますが、任意保険に加入していなかった場合には、宮司のみでは被害者の損害を補填しきれない可能性があるため、神社も損害賠償金を負担しなければならぬ可能性があります。

また、仮に宮司が禁錮以上の刑に処せられることになった場合には、欠格事由に該当することになり（宗教法人法第二二条第三号）、その地位を失うこととなります。そのようなことになると、速やかに後任となる代表役員が就任する、又は宮司代務者（宗教法人法第二〇条第一項第一号）を置く必要が出てきます。

このように、宮司の交通事故は、神社の運営にも様々な影響を及ぼす可能性があります。日頃からの行為にも注意を！
神社の代表役員である宮司は、自身の行為によって神社の運営に多大な影響を及ぼす可能性があります。そのため、日頃から法律を守ることに配慮する必要があります。

うな規制があるか、どのような手続を踏む必要があるか等についてお悩みなった場合には、法律の専門家である弁護士にご相談されることをお勧めいたします。

神社の運営等において、法律上どのよ

連載 顧問弁護士 小林 裕彦先生の事例紹介⑫

患者からの暴力 —組織的対応の重要性—

<相談>

当病院の理学療法士が、リハビリの最中等に患者やその家族から暴力や暴言を受けているようです。そのため、その理学療法士は、精神的に相当参っている状況です。

このようなことに対して、当病院はどのように対応すればいいでしょうか。



<回答>

○ 患者から暴力や暴言を受けた場合、病院も責任を負う？

理学療法士の方は、様々な症状を有している患者の方に対応する必要がありますが、その中で、暴力を受けて傷害を負うことになる可能性や暴言を受ける可能性は否定できないところです。

まず、患者等が暴力や暴言を行った結果、相手方が傷害を負った、又は精神疾患を発症した場合、当該患者等は、不法行為に基づく損害賠償責任を負うことになると考えられます。

そして、病院は、職員に対して、職員がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるように配慮をする義務、つまり、安全配慮義務を負っています。この安全配慮義務には、職員が患者等から暴力や暴言を受けることを回避するために適切な対応をする義務が含まれると考えられます。そのため、患者等から暴力や暴言を受けることが日常化していたにもかかわらず、病院が適切な対応をしなかった場合、病院は、安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任を負うことになる可能性があります。このように、暴力や暴言を行った患者等のみならず、病院も責任を負うことになる可能性があります。

御相談の場合でも、リハビリの最中等に患者等から暴力や暴言を受けることが日常化していたにもかかわらず、病院において特段の対策をとっていなかった結果、暴力や暴言を受けていた理学療法士が傷害等を負った場合、病院は安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任を負うことになる可能性があります。また、このような損害賠償責任のみならず、病院において適切な対応をしなかった場合には、病院が職員を守ろうとしないとして職場の士気が低下することや、病院を退職する職員が続出するリスクも考えられるところです。

○ 病院としてはどのように対応すればいい？

まず重要なのは、暴力等が発生しないように予防策をとることです。例えば、緊急時用のコールを設置する、密接な身体の接触を要するケアを行う場合には複数で対応するようにすること等が考えられるところです。

不思議な温泉

世の中には、コンセプトのよく分からない不思議な温泉があります。いくつか紹介したいと思います。いずれも少し建物と浴槽が古いものの、源泉かけ流しで、泉質はいいです。

(1) 永和温泉 みそぎの湯（愛知県）

不思議というよりもマネキンが怖い！宗教施設ですが、信者でなくても入れます。ナトリウム-炭酸水素塩化物泉で、ツルツル感があります。般若心経をお唱えしたところ、大変感謝されました。



(2) 坂井温泉 湯本館（愛知県）

含鉄ナトリウム・マグネシウム-塩化物泉の浴槽の人らしき顔がかなり不気味です。夜一人で入るのはどうかという感じです。また、白湯の浴槽のタヌキも妙にインパクトがあります。

すぐ近くに海があり、夏場は大学生のサークルの合宿が多いとのこと。ちなみに、女性風呂の浴槽にはトトロがいるそうです。



(3) 木曾岬（きそぎき）温泉（三重県）

どういう訳か、男風呂と女風呂の境にあるお城が立派です。アルカリ性単純温泉はあつめで、少し気合を入れて入る必要があります。

